

事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

通信窓口 zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp

263 号

2025 年 7 月 16 日

一般社団法人

鍼灸マッサージ師会

第 22 回定期総会報告

第 22 回定期総会が 6 月 22 日にホテルローズガーデン新宿にて開催されました。

まず、司会・村田雅至より、平本哲男会員（労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 代表理事）から寄せられた、連帯のメッセージが披露されました。次に清水一雄代表理事の挨拶があり、続いて兵庫県保険鍼灸師会理事長・一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会理事長の藤岡東洋雄様、さらに NPO 法人東洋医療を考える会理事長の山西俊夫様、顧問弁護士の宮原哲朗様よりご挨拶がありました。

次に総会の成立の確認が司会者より発表。令和 6 年度の会員数 141 名中会場出席者 18 名・オンライン出席者 1 名・委任者 63 名で 82 名となり、半数 71 名を超えており総会が成立することを確認しました。

引き続き議長の選出を行い、司会者の指名により会員の小川栄吉氏が選出され、挨拶のあと議事に入りました。

代表理事 清水 一雄 挨拶

主な活動報告と現状

・鍼灸マッサージの医療保険適用に向けた署名活動：約 12 年前から進められてきた「健康保険証 1 枚提示で医療保険が適用される」ようにするための署名活動について報告がありました。6 月 9 日に今国会会期中にて、海江田万里衆議院議員に請願署名を提出する予定でした。署名数は 21,248 筆に上り、これは健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会が中心となって集められたものです。当初の予定では、秘書経由での提出となる予定でしたが、署名者の思いを伝えるため、急遽翌 10 日に改めて議員本人へ手渡しで提出された経緯が説明されました。



・兵庫県での鍼灸師養成教育に関する請願採択：協同組合兵庫県保険鍼灸師会及び一般社団法人、6 年制へと段階的に移行させることを求める請願が、異例の全会一致で採択されたことが報告されました。これは、健康保険法では西洋医療とはり・きゅう・あん摩マッサージ指圧等東洋医療の二本立てである考えが兵庫県議会で公文書として認められた画期的な出来事であり、全国的な鍼灸医療の地位向上に繋がるものとして期待が寄せられています。

・**神奈川県国民健康保険団体連合会からの返戻問題**：神奈川県国民健康保険団体連合会（通称：神奈川県国保連）から、鍼灸マッサージの申請書における「左上肢」の記載に対して「左肘」のように具体的な部位まで明記するよう求められる返戻が多発している問題について言及がありました。他の保険団体ではこのような要求はなく、神奈川県国保連独自の解釈であり、その解釈が厚労省と一致しているのか厚労省に確認してほしい依頼をしました。国保連が厚労省へ確認中であるとのこと、こちらからの問いの回答が示されていない現状が報告されました。清水代表理事は、合理性のない要求には従わない姿勢を示しています。

・その他

マイナンバーポータルの不備による受領委任の取り消しや、コロナ禍が落ち着いたとはいえ、鍼灸業界を取り巻く状況が常に変化していることに触れ、情報収集の重要性を強調しました。

最後に、定期総会での交流の場や、予定されている電子申請に関する講演会、懇親会の重要性について述べ、総会を通じて参加者全員で鍼灸業界の発展に貢献していきたいという意向が示され、清水代表理事の挨拶が締めくくられました。

協同組合兵庫県保険鍼灸師会 一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会

理事長 藤岡 東洋雄氏 挨拶

1. 鍼灸マッサージの医療保険適用に向けた継続的な取り組み

清水代表理事の報告を受けて、5月に21,248筆の署名が国会に提出されたことを改めて評価しました。これは、単なる署名活動ではなく、「健康保険証1枚で西洋医学と同様に鍼灸マッサージが受診できる」という国民の会の具体的な回復運動として、極めて意義深いものであると強調しました。また、自身の団体も引き続き第2弾、第3弾の署名活動を準備中であり、20数年にわたるこの運動が日本の医療体制を大きく変える可能性を秘めていると述べました。



2. 中小企業団体との連携による運動の拡大

鍼灸業界単独の運動では限界があることを認識し、全国の中小企業団体（日本企業の約7割を占める）との連携を深めていることを報告しました。これにより、鍼灸マッサージの保険適用を単一業界の要求としてではなく、全国の幅広い中小企業の要求の一つとして厚生労働省に働きかけることで、より大きなスケールでの交渉が可能になっていると説明しました。この連携の背景には、鍼灸業界が日本の産業全体から見れば小さな存在であるという認識があり、より大きな力を借りて運動を推進していく必要があるとの考えが示されました。

3. 立法府を通じた行政への働きかけの重要性

行政（厚生労働省）が健康保険の本来の目的（国民の生活の安定と福祉の向上）を逸脱し、鍼灸マッサージの治療権を侵害している現状を厳しく批判しました。保険者が保険料を徴収しながら、被保険者への給付を不当に妨害している実態を「詐欺行為」とまで表現し、この不正義を正す必要があると主張しました。そして、この現状を打破するためには、行政に直接訴えるだけでなく、立法府（国会）を通じて働きかけることが不可欠であると強調しました。議員は国民の幸せのために働くことを誇りとしており、彼らの協力を得ることで、行政による法律の歪曲や不当な運用を正すことができると説明しました。実際に、最近の総会では、京都、大阪、兵庫の衆議院議員3名（自民、公明、維新、共産）全員が出席し、欠席議員からも多数の代理出席があったことを報告し、政治的な影響力が高まっていることを示唆しました。会長は、議員に「利用してください」と言われるほど協力的な関係が築けていると述べ、今後も共に鍼灸業界の発展のために活動していく決意を表明しました。

.....

NPO法人 東洋医療を考える会 理事長 山西 俊夫氏 挨拶



1. 個人的な経験と東洋医療への感謝

毎週土曜日に鍼灸マッサージを受けている自身の経験を共有し、清水代表理事が30年近く、80歳になった今も現役で仕事を続けられているのは、まさに東洋医療の賜物であると感謝の意を述べました。また、最近YouTubeで、元自民党安倍派の重鎮である萩生田光一氏と「裏金問題」を巡って対立しているジャーナリストの深田萌絵氏の活動に触れ、彼女が警察に出頭する直前に駅前で演説を行い、3000人以上の支援者を集めたエピソードを紹介しました。これは、政治と市民活動が身近なところで活発に行われている現状を示すものとして言及されました。

2. 政治活動の進捗と歴史認識の重要性

6月10日に衆議院議員の秘書を通じて署名が提出された件について、「立法が身近に感じられた」と述べました。自身の知人が、署名提出先の議員が学生時代の同級生であり、親しい関係にあることを明かしたエピソードを披露し、政治家が意外と身近な存在であることを示しました。さらに、小栗上野介を主人公とするNHK大河ドラマの2年後からの放送に触れ、明治維新以降の日本の歴史において、東洋医療が不当に追いやられてきた現状を指摘しました。発言者は、健康保険の適用は当たり前のことであり、これは単に鍼灸業界の問題にとどまらず、日本の歴史認識を正す運動として捉えるべきだと主張しました。東洋医療が軽視されてきた歴史的背景を正し、日本の伝統医療を尊重する社会を目指すという、より大きな視点での運動の必要性が語られました。

3. 鍼灸マッサージ師への期待

最後に、発言者は鍼灸マッサージ師に対し、以下の点を強く要望しました。

- **名医を目指す努力：**鍼灸マッサージ師が「名医」と呼ばれる存在になるよう努力を重ねること。
- **技術の向上と人間性：**患者から信頼と支持を得られるよう、技術だけでなく人間性も磨き、精進すること。
- **社会からの高い評価：**鍼灸マッサージを受ければ必ず病気が治るという評判が世間に広まるよう、日々の研鑽に励むこと。

これらの努力を通じて、鍼灸マッサージの社会的地位を向上させ、業界全体の発展に貢献してほしいという強い期待が示されました。

宮原法律事務所 顧問弁護士 宮原 哲朗氏 挨拶

行政通達の是正、政治への働きかけ、そして国民への理解促進

今清水代表などから、行政通達の是正、国会議員への働きかけ、そして国民への理解促進についてお話しがありましたが、私も同じ意見です。現在の鍼灸業界が直面する課題として、厚生労働省による不当な通達（医師の同意書に関する通達、治療期間の制限に関する通達など）がありますが、これらは法律の本来の趣旨から逸脱していると思います。



また総会では、受領委任払制度は成立しましたが、その適用範囲が狭く不十分で、むしろ後退した形になっているのご指摘もあり、運動を通じて現状打破をする必要性が強調されました。私も鍼灸治療が不当に制限されている現状を是正するためには、国民の声を背景にした運動が不可欠であると考えます。

また会が近頃行っている国会議員への働きかけも有効であると考えます。それは国会議員は単に法律を作るだけでなく、行政への圧力となって行政の方針を変えさせる役割も担っていると考えからです。

国会議員や国民の理解を得るために必要なこと

国会議員や国民の理解を得るためには健康保険法の解釈だけに頼っては良くないと思います。まず戦後の GHQ や日本政府による不当な鍼灸治療の排除によって医療が歪められてきた歴史を国民や議員の方に理解してもらうことが重要だと思います。

また事実上柔道整復師は医師の同意なしに保険適用が認められていますが、これと異なって鍼灸師には医師の同意が必要とされる現状の矛盾を指摘し、この点も説得材料となりうるでしょう。

さらに世界保健機関（WHO）は多くの医療分野での鍼灸の有効性を認めています。また鍼灸治療が西洋医療と同等あるいはそれ以上の効果があることを示す証拠も数多くありますが、この点も国民や国会議員の説得に役立てるべきだと思います。

加えて過去に行われた都民や国民が示した鍼灸治療への強い要望を示す世論調査がありますが、このような世論調査の結果を活用し、国民がいかに鍼灸治療を求めているかを具体的に示すことは、国会議員や国民を説得する有効な手段となると考えます。

最後になりますが、法律の解釈だけでなく、鍼灸治療の有効性、柔道整復師との比較、そして国民の強い希望といった具体的な実態を示すことで、国民と議員の双方を説得できると考えますので、これらの点を運動に是非反映して頂ければと思っています。

第1号議案『令和6年度 事業報告』

小川議長が『令和6年度事業報告』の報告を事務局長・土田仁に求め、報告されました。

「令和6年4月より令和7年3月までの1年間、当会が関係した会議、懇談会、セミナーなど主な事業、行事の読み上げがなされ、特段の質疑は無く拍手をもって承認されました。



（土田事務局長による事業報告）

第2号議案『決算報告』

引き続き、議長が令和6年度決算報告を財政部長・武井百代に求め、報告されました。

本年度より介護事業部門を分けて決算をすることになったとの報告があり、より詳細に財政状況を知ることができました。報告通り赤字決算となったものの、事務局の頑張りを評価したいとのコメントが添えられました。議長は、令和6年度決算報告について出席者の承認を求め、会場出席者の拍手により承認されました。



（武井財政部長の決算報告）

第3号議案『会計監査報告』

さらに議長は、会計監査委員・手塚高信に監査報告を求めました。手塚委員より「5/18に会計監査を行いました。貸借対照表、損益計算書、財産目録の収支・通帳などの書類を精査。いずれも正確に作成管理されていることを確認しました。日頃の正確な会計処理に感謝します。」との報告がなされました。

議長は、監査報告について出席者の承認を求め、会場出席者の拍手により承認されました。

第4号議案『令和6年度 事業計画』

第5号議案『予算案』

5分間の休憩の後、小川議長が令和7年度事業計画案の検討に入る事を告げ、事務局長・土田仁に事業計画の提案を求めました。

土田事務局長より、すでに配布されている『令和7年度事業計画案』に基づき、会の運営理念、医療制度の改善、伝統医療の継承、事務局業務、広報活動、各部の活動など事業、活動計画が提案されました。

『鍼灸マッサージ師会付属治療院』については、只今鋭意準備中と報告されました。また『NPO法人東洋医療を考える会』の記載につき「患者の集まりとして」ではなく「あはき師と患者さんが共に協力しあって医療を改善していこうと」と文言修正の発表がありました。

これらにつき特に発言は無く、事業計画の承認を求める議長提案は拍手で承認されました。

続いて議長は令和7年度予算案の検討を行う事を告げて、武井財政部長に予算案の提案を求めました。武井部長より、『令和7年度予算案』の読み上げが行われ、新規入会者を8名と仮定したこと、療養費事務手数料収入は2024年を元に想定したことと補足説明がなされました。これについても特段意見は無く、拍手で承認されました。

第6号議案『規約一部改正』

次に議長は『規約一部改正』について、齊藤善弘理事に提案を求めました。

改正点は4点。

- ① 休会の設定
- ② 東洋医学から東洋医療に表記を改める件
- ③ 登録施術者の廃止
- ④ 上記に伴い登録施術者の登録手数料金の廃止

これらに対し意見は無く、拍手で承認されました。



(齊藤理事の第6号議案提案)

閉会の辞

田中榮子相談役より、未来に向けて力を合わせていきたいと思いますという励ましのお言葉で、令和6年度の総会が無事に終了しました。

特別講演：オンライン請求と鍼灸業界の未来



塚原 康夫氏

全国柔整鍼灸協同組合 専務理事

日本個人契約柔整師連盟 常任理事

厚労省 社会保障審議会柔整療養費検討専門委員

大阪府国民健康保険団体連合会 柔整審査委員

柔道整復師・鍼灸師・あん摩マッサージ指圧師・あはき柔整教員資格

塚原氏による特別講演では、オンライン請求への移行、鍼灸業界の現状と課題、そして今後の展望について多岐にわたる提言がなされました。

講演の目的とスタンス

塚原氏は、自身の団体である全国柔整鍼灸協同組合（全柔協）と鍼灸マッサージ師会の共通点に触れ、業界全体の利益と会員の収益向上を目指す方針を共有しました。講演の目的は、参加者一人ひとりが「自分らしさ」を見つけ、鍼灸師としての技術と仕事に誇りを持つことだと強調し、内容は自己責任で活用するよう促しました。

オンライン請求の現状と課題

- 「紙」からの脱却と政府の狙い：医療保険・介護保険では既にオンライン請求が始まっており、政府は鍼灸においてもオンライン化を推進しているが、紙請求が未だ残る現状を指摘。政府の狙いは、年金記録問題の反省を踏まえ、マイナンバーカードを通じて国民データを一元管理することにあると解説しました。
- オンライン化の困難さ：オンライン化により「申請」から「請求」（権利）へと変わるものの、具体的な請求方法（API 連携、国保連合会・支払基金の役割）はまだ協議中であり、紙請求のように「簡単にいく話ではない」との認識を示しました。
- 不支給決定の電子化と審査：今後は不支給決定もデータで行われる可能性があり、鍼灸の「体質改善」という特性上、治療回数が多くなりがちな点が不正請求と見なされるリスクがあると警鐘を鳴らしました。
- 医師の同意書問題：オンライン化により医師の同意書が不要になる可能性も議論されているが、保険者側は裁量権を手放したがらず、この点が最大の課題であると述べました。

鍼灸業界の展望と課題

- 「療養費」の維持と制度改正：柔道整復師の事例を挙げ、鍼灸の療養費が今後も容易に放棄されてはならないと強調。不支給決定の取り消しや変更の際に、保険者側が「別途定める方法」で返還を義務付けている現行制度の不公平性を指摘し、法改正の必要性を訴えました。
- 不正請求への対応：国は不正請求の摘発を強化しており、今後は行政指導や処分が増加する可能性があるため、適正な運用を心がけるよう注意を促しました。
- 国民の声と政治への働きかけ：団体として保険者への苦情申し立てを行うだけでなく、個々の鍼灸師もボランティア活動や SNS での情報発信を通じて、地域の国民に鍼灸の価値をアピールすることが重要だと提言しました。広告ガイドラインの活用や、国民の声を国に届ける活動（例：整骨院の広告規制撤廃運動）の成功例を挙げ、政治への働きかけの重要性を強調しました。

今後の方向性と鍼灸師への期待

- 政府の考える方向性：国民・利用者の苦情や要望を叶えることが政府の主眼であり、不正請求以外の問題（保険組合や消費者センターへの苦情）にも対処していく可能性を示唆しました。

- **金額的な上限設定：**鍼灸治療に金額的な上限設定や定額制を設ける動きに反対の姿勢を示し、医療としての妥当性を失うべきではないと主張しました。
- **個別指導と院内掲示：**個別指導の厳格化に触れ、適切な専用治療室での施術の重要性を説きました。また、院内掲示は広告規制の対象外であり、自由に技術をアピールする場として活用すべきだと述べました。
- **鍼灸師の使命：**鍼灸は単なる対症療法ではなく、「心と体を治す医学」であり、患者の要望や苦痛に対応するコミュニケーション能力が重要だと強調しました。

質疑応答と追加の提言

講演後、参加者からの質問に答える形で、オンライン請求の開始時期は未定であること、しかしだからこそ今、業界団体が結束して声を上げることが重要であると改めて強調しました。

また、視覚障害を持つ鍼灸師がマイナンバーカードのパネル操作に困難を抱えている現状に対し、国が「誰一人取り残さない」政策を掲げている以上、補助金などの対応を求めるよう交渉していく必要性を指摘しました。



投稿／中野 郁雄氏

国民が鍼灸、マッサージ治療を健康保険で選べる制度へ改善を 健康保険制度改善の請願は残念ながら審議未了

広報部 久下勝通

国民が必要とする場合には、あん摩マッサージ指圧師、鍼灸師の治療も健康保険により利用できるように、制度改善をすすめようという署名を「健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会」として進めてきました。

この制度改善の署名に賛同して頂いた 21248 名のみなさんの声を「はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧治療の健康保険適用の拡大と改善を求める請願」として、令和 7 年 6 月 10 日に海江田万里衆議院議員の紹介により国会に提出しました。

217 回国会にどのような請願が提出されたのか、請願がどう処理されたのかについて衆議院の「請願の一覧」で明らかにされていますので、「健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会」の行った国会請願について、衆議院の「請願の一覧」で紹介されている内容につきお知らせします。

第 217 回国会に提案された健康保険制度改善の請願

請願件名 はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧治療の健康保険適用の拡大と改善に関する請願
(請願要旨)

はり師、きゅう師、あんま・マッサージ・指圧師が行う治療は、西洋医学の伝来以前から命と健康を守ってきた歴史があり、西洋医学との併用治療によって相乗的な効果を発揮し、健康の保持、増進に重要な役割を果たしている。

しかし、現行の健康保険制度には制限が多く、国民が必要に応じて適切な医療を受ける権利「受療権」を侵害している状態だと言わざるを得ない。

日本国憲法第二十五条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」としており、国際人権規約でも、到達可能な最高水準の健康を享受することは全ての人間の基本的人権の一つであるとして「健康権」を提唱している。

これら「生存権」「健康権」「受療権」を保障することが、国の責務であることは明瞭である。

ついては、はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧治療を、一般医療と同様に健康保険証の提示で受診できるよう措置されたい。

▶**(受理件数)** 21248 名 制度改善を求めて請願署名人数

(付託委員会) 厚生労働委員会、 **(結果)** 審議未了、 **(紹介議員)** 海江田万里君

残念ながら厚生労働委員会の検討結果は「審議未了」というのです。請願の審査では審査員全員の賛同が必要のようで、厚生労働委員会で審査された 37 件の請願のなかで、採択され内閣へ送付となった請願は 4 件でした。

審議未了とは何でしょう？請願要旨のなかで明らかにされているように、日本国憲法でも、そして国際人権規約でも、国民の必要な医療を選ぶ権利を認め、それを保障する国の責任を明らかにしています。

健康保険制度において、自国の伝統医療を選ぶ国民の権利を制限する、伝統医療排除の医療行政の改善のために、「健康保険制度改善のため 100 万署名」「国会請願」には引き続き取り組みが必要です。

また、厚労省通知により、煩雑、不合理な支給条件が重なり、問題が多い療養費支給申請です。

患者の立場から見て不合理な不支給は、審査請求を行い、審査請求から法廷での不支給取り消しの道もあることを考えておくべきだと思います。

令和 7 年 7 月 吉日

あはきを療養の給付にする署名を請願にて提出

代表理事 清水一雄

はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧を健康保険証提示で受けられるようにする署名を海江田万里衆議院議員によってセレモニーを開いていただき、請願として令和 7 年 6 月 10 日議員に署名を手渡しました。事務局通信にて今までの経緯とこの度は別紙にて提出書類等報告しておきます。署名を請願にて行う場合は国会会期期間中が原則であり、この度の署名は厚生労働委員会にて付託されました。



100 万署名を集めようとして、当会及び NPO 法人東洋医療を考える会、協同組合兵庫県保険鍼灸師会、大阪の住之江鍼灸センター等の団体が集まり「健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会」を設立し、平成 25 年（2013 年）から 100 万署名の下で署名活動を始めたのが由来です。

親戚知己、治療院、治療ボランティア、街頭署名、各種団体への働きかけ、講演会等で集めた署名ですので、国民が望む日本の医療行政になるようにしていかなければなりません。

【あはき法ではあはき師は医師と同格】

①あはき法の第 1 条に、あはきが出来るのは医師以外の者ではあはき師である。

しかし実際は国民皆保険制度においてあはきを受けようとしても、厚労省は医師の同意書添付をさせ、健康保険上では国民に対していわれなき法律に反して差別的取り扱いを平然と行っています。

②あはきは健康保険では法律違反といえる取り扱い

本来は現物給付であり健康保険法第 87 条の現金給付である療養費の規定で縛ること自体が問題で法律違反といえるのではないかな。

③生活保護、労災保険は現物給付である

これらは医師の同意を義務付けるように同意書といわずフォーマットを変えて医師の縛りを忍ばせており、現物給付であるのに現金給付である療養費に倣って医師の同意はまさに法律違反といえるのではないかな。

医師の同意に釘づけるために患者は憲法第 25 条で保障されている生命に関わる健康権を国によって医療の選択権を奪われています。辛い思いをしている人があはきに救いを求めてきます。患者の立場からすると健康保険料払っているのに実費を強要され、健康保険の権利が自由に使えない。

そのような方々の思いがこの度の署名に込められています。一人でも多くの方がこの現実を知っていただくことに意味があり、小さなうねりを少しでも大きなうねりにしていかなければなりません。署名請願が採択されるべき提出後の次なる課題に対して皆さんとともに取り組んでいきましょう。

患者さんはじめ、国民の願いがこもった署名を提出

【鍼灸マッサージに健康保険で安心してかかれるように】

田中 榮子

梅雨入りの6月10日、今まで集めてきた「鍼灸マッサージ健康保険改善署名」提出の行動が、海江田万里衆議院議員の事務所で行われました。この間、コロナ禍があり、署名提出がのびのびになっていました。

まず、清水一雄代表理事より準備された資料を説明。私たちの要望を代表して話されました。海江田議員は、おだやかに私たちの願いを受けとめて下さいました。

提出署名数は、東京 14,309 筆、大阪 6,939 筆、合計 21,248 筆でした。この署名活動に関わった団体を、清水氏の文章に明記。協力していただいた諸団体の皆さま、本当にありがとうございました。その後、みんなで衆議院議員さん 9 人を訪問。協力をお願い等をいたしました。海江田議員さんありがとうございました。

この日参加したメンバーは、坂田哲也（大阪）・土田仁・清水一雄・山西俊夫・田中榮子でした。私たちはこの署名集めに、難病団体協議会はじめ患者さんの団体や社会保障推進協議会、民医連、労災職業病センター等、多くの団体をまわりましたが、皆さん「東洋医療に安心してかかれるように早く実行してほしい」と、大そう強く熱心な要望がありました。

この私たちの願いが真に実現していくように、より広い国民の層に理解と協力を得て、国を動かす大きな力になっていくよう、段取りを組んでいく必要があります。現在は1人ひとりが国の主人公ですから。民主主義を国民のものにしていく行動として、確信をもって進めていきましょう。



本会の年会費は安い

パソコンの調子が悪く買い替えたが申請書システムのデータ移行について専門業者から自分でやるように言われたものの、アナログ人間の私には難しく事務局の佐藤さんが丁寧に教えて下さり問題なく移行出来た。時間をかけて一つづつ指導して頂き、まるで歩き始めた赤ちゃんが母親に両手をもたれ、歩行する如く一歩づつ進め、行きました。本当に有難く心から感謝したい。今回の事のみならず、毎回申請書のチェックも細部に亘り目と配って下さり、同意書の期限が迫っていると教えてくれたり、誠に有難い。これらのサポート等は年会費以上のものであると感謝しています。

「体験マッサージ」日時変更のお知らせ

日時変更前 7月18日（木）1時～3時

日時変更後 7月30日（水）1時～3時

会場 千駄ヶ谷社教館 3F和室

お1人の治療は20分～30分です。資料代1000円をいただきます。

治療資格を取得した治療家の方々が、みなさまのご相談にのり、治療を体験していただきます。是非、ご利用ください。

ご連絡は下記までお願いします。

NPO事務局 TEL：03-3375-6151

8月はお休みです。



第3回 伝統手技療法臨床セミナー

手塚 高信

令和7年5月10日(土) 18:00 より、清水代表の治療室らくらくにて、伝統手技療法臨床セミナーが開催されました。

今回は全3回コースの3回目となり、テーマは『筋萎縮、関節拘縮について数値化した関節可動域測定法』で、正しい計測方法と可動域から見える疾患との関わりについて学びました。

テキストの『在宅医療ケアリハビリの手引き』はイラストもあり、とても分かりやすく編集されていますので、再確認するのも有効かと思います。

実際私自身、医師への経過報告書に記載することもあり計測法は自負しておりましたが、清水先生の丁寧な説明とアプローチに新たな気づきも多々ありました。

例えば肩関節の内旋・外旋の測定では、肩関節の外転角度 0° と 90° (つまり脇を閉じるか開くか)で、可動域が変わって来ます。テキストにある外転 90° で行う場合、その際の肘関節の支点をしっかり固定するのがポイントで、いわゆる五十肩の判別などにもなるということです。(私は 0° 肢位で行っていました) また、股関節の外転を測定する際は、足関節が外転すると正中位の場合と比べて可動域が広がりますので、測定の上では正しい数値ではありません。

従って測定者の精度によって異なる結果が出ることになりますので、測定方法にあたっては共通認識が必要です。

股関節の屈曲外転外旋など測定自体が治療の一環にもなるというお話もあり、自分自身が被験すると、然もありなんと感じた次第です。(テキストの股関節屈曲外転内旋は、正しくは屈曲外転外旋と確認いたしましたので、訂正致します)

各関節可動域を測定後、数値を入力すると自動でスコア(5点満点)が出るという Excel ファイルもあり、興味深かったので実際に先生の PC で入力してみました。

(私は結構厳しい評価でした笑)

不定期でも測定したデータを記録しておけば患者さんの状態の推移も分かります。

全体を見ることで患者さんのウィークポイントやストロングポイントが如実に分かりますので、治療に役立つと思います。

このファイルは会員ならダウンロードして利用可能とのことですので、利用してみたいかと思いますが。

全部位を測定・記録するには少々時間がかかるのが玉に瑕ですが、正しく測定したデータは、普段の治療・リハビリに於いて、自らの治療法の効果実感や見直しにもつながると思います。私も患者さんの状態把握や経過判断材料に活用してまいります。

アットホームな雰囲気、分からないことがあればその場ですぐ聞くことができますので、興味のある方は参加されたら新たな発見があり治療の一助になると思います。

次年度の開催の際は是非参加されて一緒に高め合っていければいいですね。



集客力 UP のクロージングについて考える

松本 泰司



先祖供養を怠ると腰痛が出るよ

要らん事しゃべらんと
手を動かせ統一教会か

営業職として勤務したことのある人はクロージングテクニックを仕事で使っていたと思う。課せられたノルマを達成するにはこの話術をマスターする必要がある。

営業でクロージングは顧客との契約最終段階を意味します。
クロージングは担当者が顧客のサービス購入を決定する為の踏み込んだトーク術です。

若い頃勤めていた治療院の院長が日常的にクロージングを使っていた。全ての患者ではない、押しに弱そうな高齢女性には欠かさずこのテクニックを使っていた。固定客の来院率低下に悩む治療家はやり方を真似ると売上げが即効に高まる。具体的なトーク例を以下に挙げてみたい。

下に悩む治療家はやり方を真似ると売上げが即効に高まる。具体的なトーク例を以下に挙げてみたい。

院長：柔らかな表情で「Aさん今日の治療はこれで終了です。明日もお待ちしております。」

Aさん：「先生、明日は大事な用事があるので治療院に来られません。」

院長：笑顔を絶やさず「Aさん今のあなたにとって大事な用事とは何でしょうか？・・・それは身体を治す事ではありませんか？・・・、そうですね、まず身体を健康に戻しましょう。それがあなたの大事な用事です。」

院長：穏やかな口調で続ける。「今は治療の間を開けてはいけない重要な時期なんです。ここで治療を空けると痛みの根本を叩けず、あなたの痛みは慢性化します。結果として治療に時間が掛かることになってしまいます・・・、どうしますか？」

Aさん：「先生申し訳ありません。明後日は必ず来ます。」

院長：満面笑顔の優しさで「では明後日にお待ちしています、お時間は受付に申し付けて下さい。お大事になさってください。」と、営業ホスピタリティの定番トークで締めくくる。

これが簡単な治療院のクロージングである。患者は優しさに裏打ちされたトークに打ちのめされる。新規の患者を得るには広告費やSNSを駆使しなければならずコストが掛かる。安定した治療院の経営には固定客の来院頻度を増やす方が効率的であり、繁盛している治療院は固定客が7割を超えている。御もてなしと優しさを背景に、予防と称し来院を促すのは治療院だけでなく歯医者なども同様だ。

ここで重要なのは決して感情的な物言いや、押し付け感を持たれることなく自発的に患者自らの判断で『来院しなければ』の意識を持ってもらう静圧形成である。相手に最終判断の余白を残す事が重要。

クロージングは相手を思うが故にという患者ファーストを双方が確認する作業。この同調空気を続けると薫陶が出来上がる。薫陶とは色が付いた空気に染め上げる事である。選別的な薫陶は洗脳になる。

一般に考えても早稲田を出ている人間はバンカラ風になり、慶応を出ている人間はおしゃれで都会的で女遊びに長けている印象はないだろうか。全国からいろんな学生が集まってきても大学色に染め上がってしまうのである。治療院も同じである、その治療院に薫陶され染め上げられて患者がクロージングされることに違和感を感じなくなったとき集客は安定します。

【海江田万里の政経ダイアリー】2025. 6. 26号

●国会と都議選が終わって

国会の閉会日6月22日は東京都議選の投開票日でもありました。東京都議選では地元の新宿区で立憲民主党公認の三笠たかまさ氏が当選することができ、また東京全体でも立憲民主党が議席増を果たし、ほっとしています。小池百合子東京都知事は相変わらず高い支持率を誇っていますが、在職10年目に入り、そこかしこに長期政権のおごりが見え始めています。このような時には「健全な批判勢力」の存在が必要で、今回当選を果たした立憲民主党の議員は今後東京都議会で、その役割を果たしてくれることと思います。

国会では、最終局面で、「ガソリンの暫定税率の廃止法案」が廃案になったことが残念です。ガソリンの暫定税率（1リットル当たり25・1円）は1974年に決まった税金で、当初は全国の道理整備に必要な費用の財源として生まれ、その後、延長が繰り返され、また道路整備以外の一般財源として使われることとなり現在に至っています。ガソリンが高騰している現在、暫定税率を廃止すればガソリン価格は確実に1リットル当たり25・1円（消費税分も考えると約27円）安くなります。ガソリンの暫定税率の廃止は、クルマのユーザーだけでなく、物品の輸送費を引き下げますから物価全般を抑制することになります。物価高騰に苦しむ国民にとってはガソリンの暫定税率の廃止は、効果的な物価対策となるはずでした。

自民党も、国民民主党との協議の中で、「ガソリンの暫定税率の廃止」については同意し、公明党も入れて三党で合意文書も交わしています。しかし、いざ暫定税率廃止法案が野党の共同提案で国会に提出されると「施行日が7月1日では間に合わない」などと言って、委員会で議論することも拒んできました。仮に7月1日では間に合わないのであれば、施行日を8月1日や9月1日に修正すればいいのにそれも拒んで、とにかく議論を始めない作戦で押し切ろうとしました。これに対し野党は財務金融委員長の解任決議案を提出し、本会議で可決され、委員長が立憲民主党の議員に替わって、委員会での採決、本会議で可決されました。

その後暫定税率廃止法案は参議院に送付され、6月21日に参議院の財政金融委員会で2時間だけ議論されましたが、採決に至らず時間切れで廃案になってしまいました。参議院の財政金融委員会の委員長は、自民党の議員です。参議院議員は、この7月に選挙を控えていますから、採決で「反対」の意思表示をすることを避けて、時間切れを待ったと考えられますが、姑息なやり方です。

閉会後の国会は、登院する議員の数も少なく、静かな時間が流れていますが、いよいよ7月3日から参議院選挙がスタートします。何と云ってもこの参議院選挙で、現在の与党を衆議院と同じ少数与党に追い込まなければなりません。参議院の定数は248議席。その過半数は125議席で、与党の非改選議員は76人いますから、改選議席のうち49人以上当選しなければ、参議院でも少数与党に転落します。選挙の結果によっては、石破総理の退陣、もしくは与党の連立の組み替えの可能性があります。一部のマスコミが流布している「大連立」は野田代表も発言しているように、あり得ないことだと考えています。

海江田 万里

海江田万里事務所（東京都第1区）〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル

TEL 03-5363-6015 Fax 03-3352-2877 e-mail office@kaiedabanri.jp

R07 年 7 月

1	火	
2	水	
3	木	申請書〆切
4	金	
5	土	申請業務
6	日	健康保険ではあきを受ける国民の会総会 (13:30～16:30)
7	月	
8	火	
9	水	
10	木	事務局通信投稿締め切り
11	金	
12	土	
13	日	
14	月	事務局会議(13:00～15:00)
15	火	
16	水	
17	木	
18	金	
19	土	
20	日	ウーベル保険 R7 年 8 月加入申し込み締め切り
21	月	海の日
22	火	
23	水	
24	木	
25	金	
26	土	
27	日	
28	月	支給明細などの発送
29	火	
30	水	NPO 体験マッサージ(13:00～15:00)
31	木	療養費の振り込み

※国民の会：健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会

※NPO：NPO 法人東洋医療を考える会

R07 年 8 月

1	金	
2	土	
3	日	申請書〆切
4	月	
5	火	申請業務
6	水	
7	木	
8	金	事務局通信投稿締め切り
9	土	
10	日	
11	月	山の日
12	火	夏季休業
13	水	
14	木	
15	金	
16	土	
17	日	
18	月	
19	火	
20	水	ウーベル保険 R7 年9月加入申し込み締め切り
21	木	国民の会役員会(18:30～20:30)
22	金	
23	土	
24	日	NPO 理事会(10:00～12:00) 理事会(13:30～15:30)
25	月	事務局会議(13:00～15:00)
26	火	
27	水	支給明細などの発送
28	木	
29	金	療養費の振り込み
30	土	
31	日	